（最小回転半径）

第６条　自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて12メートル以下でなければならない。

２　けん引自動車及び被けん引自動車にあつては、けん引自動車と被けん引自動車とを連結した状態において、前項の基準に適合しなければならない。